

東みよし町 事務事業評価シート

評価年度	令和5年度	事業年度	令和4年度
------	-------	------	-------

1 事務事業の概要

事務事業名	特別児童扶養手当支給事務		整理番号	1306-061		
第2次 総合計画体系	政策目標	1 健やかに暮らせるまち	担当部署	福祉課		
	分野別施策	5 障がい者支援の充実	所属長	森本 志子		
	主な施策	2 生活支援の充実	電話番号	82-6306		
根拠法令等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律					
事業実施方法区分	<input type="checkbox"/> 町直営	<input type="checkbox"/> 全部委託	<input checked="" type="checkbox"/> 一部委託	<input type="checkbox"/> 指定管理	<input type="checkbox"/> 補助金等	
事業継続年数	事業開始年度	昭和47年度	<input type="checkbox"/> 5年以内	<input type="checkbox"/> 6年～10年	<input type="checkbox"/> 11年～20年	<input checked="" type="checkbox"/> 21年以上

2 事務事業の目的・内容・成果

事務事業の対象 具体的に誰(なに)を	精神や身体に常に監護を必要とする程度の障がい者を有する20歳未満の児童を保護・監督する父母、または養育者	対象者	20人 (R5.3.31現在)
事務事業の目的 どのような状態にしたいのか	経済的負担を軽減することで、障がいのある児童の福祉の増進に寄与する。		
事務事業の内容 どのような方法・手段で 事務事業を行ったか	<p>町で申請を受け、西部総合県民局へ進達。県での審査後交付される手当証書等を受給者へ交付している。 毎年義務付けられている所得状況届と、障がいの再認定請求についても、同様の事務を行っている。</p> <p>【事業内容】 受給対象者は、在宅障がい児を監護する父母または養育者の方。児童の障がいの程度によって等級が分かれ(令和4年度 1級 52,400円、2級 34,900円)、4月・8月・12月の支給日に4ヶ月分まとめて支給される。 また、所得制限があり、前年の所得が一定以上の場合には支給停止となる。</p>		
事務事業の成果 結果・実績はどうか	<p>手当の支給により、障がいによる特別な負担を軽減し、障がい児の福祉の増進につながる。</p> <p>【令和4年度】 受給者数 20名(うち1名はR4現況届によりR4年8月～支給停止) 対象児童数 1級 9名 2級 13名(うち1名はR4現況届によりR4年8月～支給停止) 申請件数 13件 新規 5件 再認定 5件 その他 3件</p>		
特記事項			

3 事業費の推移と評価対象年度経費

	令和3年度	令和4年度(評価対象年度)	令和5年度(見込)	
事業費【(a)～(e)の合計】	36,786 <small>うち繰越分 ↓ 0</small>	38,684 <small>うち繰越分 ↓ 0</small>	49,430 <small>うち繰越分 ↓ 0</small>	
財源内訳	国庫支出金(a)	33,336 <small>うち繰越分 ↓</small>	38,381 <small>うち繰越分 ↓</small>	36,385 <small>うち繰越分 ↓</small>
	県支出金(b)	<small>うち繰越分 ↓</small>	<small>うち繰越分 ↓</small>	<small>うち繰越分 ↓</small>
	地方債(c)	<small>うち繰越分 ↓</small>	<small>うち繰越分 ↓</small>	<small>うち繰越分 ↓</small>
	その他(d)	<small>うち繰越分 ↓</small>	<small>うち繰越分 ↓</small>	<small>うち繰越分 ↓</small>
	うち受益者負担	<small>うち繰越分 ↓</small>	<small>うち繰越分 ↓</small>	<small>うち繰越分 ↓</small>
	一般財源(e)	3,450 <small>うち繰越分 ↓</small>	303 <small>うち繰越分 ↓</small>	13,045 <small>うち繰越分 ↓</small>
特定財源の名称・金額	特別児童扶養手当事務取扱交付金 38,381円			
令和4年度 経費の内訳 事務事業に係る経費の詳細	予算科目(歳出区分) 会計 1 一般会計 款 3 民生費 項 3 児童福祉費 目 1 児童福祉総務費 郵送料等事務費 38,684円(消耗品費 24,420円 通信運搬費 14,264円)			
備考	特別児童扶養手当は、県が負担している。			